

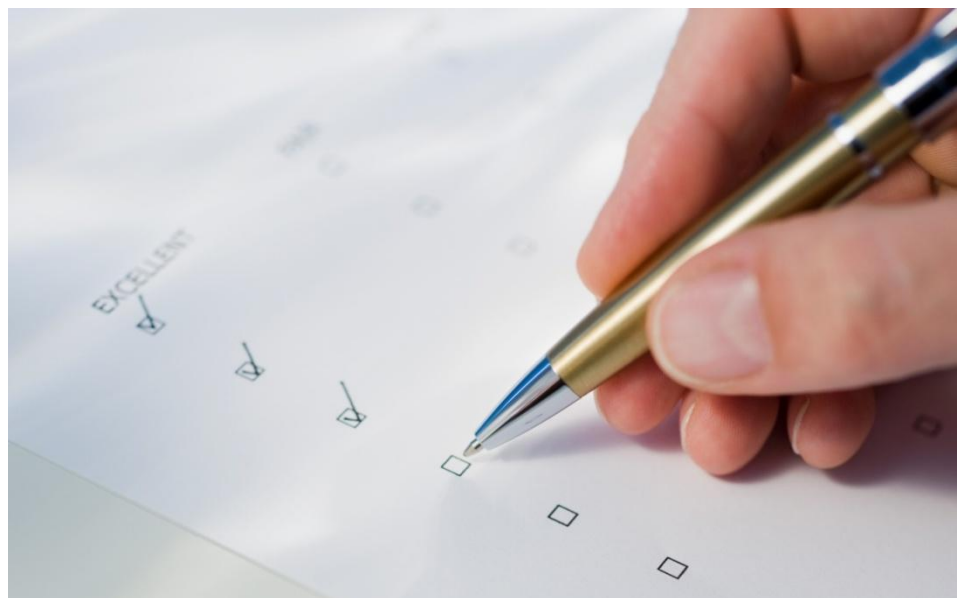
中国税務及び 投資情報

国家工商行政管理総局は中国国内M&Aを促進 のため、会社登記新規定を提案

背景

昨今、様々な業界や地域における会社の組織再編の歩調が加速されています。組織再編の過程において、会社の合併と分割はよくある手法の1つとなりました。すでに国務院は、2010年8月、＜組織再編の促進に関する意見＞（国発「2010」27号、以下“27号文”と略称します）を公布し、比較優位な企業の合併、国境・地域を跨る組織再編、国外投資を推し進め、国際的な競争力を持つ大手企業の提携を支援し、中国市場の産業構造の高度化を加速させる方針が打ち出されています。しかし、27号文はマクロ的な政策ガイドラインにすぎず、具体的な実務上の指針は示されていませんでした。

2011年8月29日、中国企業登記の管轄機関である国家工商行政管理総局（以下、“工商総局”と略称します）は、会社の合併と分割にかかる登記を規範化し、会社の組織再編を促進することを目的に、＜会社合併分割登記の規範化、企業組織再編の支援に関する意見＞（以下は“公開草案”と略称します）を起案し、ウェブサイトに掲載し、広く意見を求めることとしていました。公開草案は、合併と分割の過程における会社の組織形態、登記方法及び必要資本などを明確化し、規範化するものです。公開草案は内資企業にのみ適用されます。本ニュースレターでは、公開草案の内容をご紹介します。ご参考までに当事務所の考察を示します。





公開草案の主な内容

公開草案は下記の内容を明確にしました。

▶ 公開草案の適用範囲

公開草案は、内資企業あるいは合併・分割後に内資企業となる合併・分割の登記に適用されます。注意すべき点は、外商投資企業間の合併及び外商投資企業の分割後の存続会社若しくは新設会社が外商投資企業に該当する場合には、当該規定が適用されないこととなります。言い換えれば、合併・分割後の企業が外商投資企業とされる場合の登記には適用されません。（“考察”における分析をご参考ください）

一方で外国投資者による国内企業のM&Aには2009年に改訂された〈外国投資者による国内企業のM&Aに関する規定〉が適用されます。中国国内の中外合資経営企業、中外合作経営企業、外商独資企業、外商投資株式有限会社（以下“外商投資企業”と総称します）間の合併と分割及び上記外商投資企業と中国内資企業の合併による外商投資企業（外国投資者の株式持分比率が合併後の会社登録資本金の25%以上のこと）については、2001年改訂された〈外商投資企業の合併・分割に関する規定〉が適用されます。ご参考までに、合併、分割の各形態及び適用規定を下記の表にまとめました。

合併・分割の形態	適用規定
内資企業による合併・分割	本公開草案
中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業、外商投資株式有限企業間の合併	〈外商投資企業の合併・分割に関する規定〉
内資企業と中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業、外商投資株式有限企業の合併による外商投資企業（外国投資者の株式持分比率が合併後の会社登録資本金の25%以上となる場合）	〈外商投資企業の合併・分割に関する規定〉
内資企業と外商投資企業の合併により、存続もしくは新設された企業が内資企業である場合	本公開草案
内資企業が外国投資者により買収されて外商投資企業となった場合（外国投資者の株式持分には限度額の規定はありませんが、外資企業としての待遇を享受するためには、外国投資者の株式持分比率は会社登録資本金の25%以上であることが必要です）	〈外商投資企業による国内企業のM&Aに関する規定〉
外商投資会社の分割により、存続もしくは新設される企業が内資企業である場合	本公開草案

▶ 合併及び分割の定義

公開草案においては、合併及び分割の具体的な形式が明確に示されています。会社法、外商投資企業の合併・分割に関する規定、財税「2009」59号文（以下、“59号文”と略称します）においても、合併・分割についてそれぞれ定義があることから、これらを下記の表にまとめました。

事項	公開草案	外資規定	会社法	59号文
合併	吸収合併 一つの会社が他の会社を吸収した後に存続し、吸収された会社が解散する。	一つの会社が他の会社を自社に取り込んで、取り込んだ方が存続し、取り込まれた方が解散する。	一つの会社が他の会社を吸収することを吸収合併と称し、吸収された会社は解散する。	合併とは、一つあるいは一つ以上の企業が、その全部の資産と負債を他の既存または新設企業に移転し、合併された企業の株主は代わりに合併企業の持分又は非持分を取得することにより、二つ又は二つ以上の企業の法律上の合併が実現する。
	新設合併 二つ又は二つ以上の会社が統合され、一つの新設会社になる。元の各会社は、全部解散する。	二つ以上の会社が統合して一つの新設会社が設立される。合併した元の各会社は全部解散する。	二つ以上の会社が統合して一つの新設会社を設立することを新設合併と称し、合併した元の各会社は全部解散する。	
分割	存続分割 一つの会社からの分離により、一つ又は複数の会社が新設する。分割前の元の会社は存続する。	一つの会社の分離により二つ以上の会社となる。分割前の元の会社が存続し、かつ、一つ以上の会社が新設立される。	会社分割とは、その資産を分割後に設立された会社で分けられることである。分割前の会社の債務は分割後の会社が連帯で負担する。	分割は、一つの企業が一部または全部の資産を、他の既存または新設企業に移転し、分割された企業の株主が分割した企業の持分または非持分を取得することにより、法律上の分割が実現する。
	解散分割 一つの会社が二つあるいは二つ以上の会社に分かれます。分割前の元の会社は解散する。	一つの会社が二つ以上の会社に分裂します。分割前の元の会社は解散し、二つ以上の会社新設される。		

▶ 合併及び分割後の会社形態

公開草案によると、合併・分割後の存続もしくは新設会社は、有限責任会社あるいは株式有限会社の形態を選択することができます。ただし、＜会社法＞の条件を満たす必要があります。

会社の合併・分割により、会社登記が必要となる場合、公告が掲載された日から45日後に、申請者は会社の抹消、設立あるいは変更登記を同時に申請することができます。

▶ 登記に関する規定

1、関連する登記はいつ開始できるか？

公開草案によると、会社の合併・分割により会社の登記必要となる場合、申請者は、公告が掲載された日から45日後、会社の抹消、設立あるいは変更登記を同時に申請することができます。会社法の規定によると、会社の合併・分割については、合併・分割の当事者が合併・分割に合意し、さらに、決議した日から30日以内に、新聞で公告しなければなりません。また、2005年に国务院の公布した＜会社登記管理条例＞は、会社の合併あるいは分割については、それぞれ法律に基づいて、

会社登記機関で変更、抹消、設立登記をすべきことを重ねて強調しています。更に、公告の日から45日以内に、登記を申請し、登記時、合併協議書、合併・分割決議及び会社が新聞に掲載した公告、その他の証明及び債務弁済もしくは債務担保状況の説明を提出しなければなりません。また、法律、行政法規もしくは国务院決定により、会社合併・分割に批准を要する場合、その批准文書を提出しなければなりません。

つまり、公開草案における会社の抹消・設立及び変更登記に関する期限は、従来の規定と一致しており、公告の日から45日です。

2. 登録資本金、払込資本金の制限

合併により存続もしくは新設する会社については、その登録資本金、払込資本金の金額は、合併協議書において約定された金額あるいは合併前の各会社の登録資本金の合計額、払込資本金の合計額のいずれか高い方によって確定することとされています。公開草案は、合併する各会社の間に資本関係がある場合、合併前の各会社の登録資本金の合計額、払込資本金の合計額をどのように確定するかを明確にしました。これによると、合併前の各会社の登録資本金の合計額、払込資本金の合計額から当該資本関係に対応する登録資本金、払込資本金の金額を控除することとなります。

合併・分割により存続もしくは新設する会社については、分割後の会社の登録資本金の合算額、払込資本金の合算額は、分割決議もしくは決定において約定された金額あるいは分割前の会社の登録資本金、払込資本金の金額のいずれか高い方によってそれぞれ確定しなければなりません。

3. 株主の出資比率、募入あるいは払込出資金の要求

合併・分割により存続もしくは新設する会社については、その株主（発起人）の出資比率、募入あるいは払込の出資金の金額は、合併協議、分立協議あるいは決定により約定されます。さらに、法律、行政法あるいは国务院決定により、会社の合併・分割に関する出資比率、募入あるいは払込資本金に承認を要する場合、承認を得る必要があります。

合併・分割前の会社の登録資本金の払込が完了していない場合、合併・分割により存続もしくは新設する会社の登録資本は合併協議、分割決議あるいは決定における約定により、合併・分割前に規定した出資期限までに払い込まなければなりません。

公開草案は、“内資企業”あるいは合併・分割後に“内資企業”となる場合の合併・分割登記に適用されます。

4. 支店あるいは保有持分の取扱

公開草案によると、合併により解散あるいは分割した会社が支店を有している場合、関連決議書において取扱を記載しなければなりません。もし取扱案において、支店が存続会社もしくは新設会社に所属することが明確にされていれば、支店の社名変更手続きのみを行えば良い。

同様に、合併により解散あるいは分割した会社が、他の有限責任会社の持分を保有している場合、関連決議書に取扱を記載しなければなりません。もし取扱において、当該持分が存続もしくは新設会社に所属することが明確にされていれば、合併・分割後、当該有限責任会社の持分変更登記のみを行えば良い。逆に、もし関連する決議書において当該持分の保有の放棄を記載すれば、合併・分割前に、当該持分の譲渡及び資本事項の変更登録を行わなければなりません。

考察

公開草案の適用範囲

前述の通り、公開草案の適用範囲は下記の通りです。

- ▶ 合併・分割を行う内資企業
 - ▶ 内資企業と外商投資企業の合併により存続もしくは新設する会社が内資企業となる場合
 - ▶ 外商投資会社の分割により存続もしくは新設する会社が内資会社となる場合
- 要約すると、当該公開草案は、内資企業あるいは合併・分割後に内資企業となる合併・分割の登記に適用されます。但し、公開草案には、外資出資比率が25%を下回る企業に適用されるか否かは明確にされていません。過去に公布された「外商投資企業の合併・分割に関する規定」(2001年改訂)によると、外資投資企業と内資企業の合併後、出資比率が25%以上である外商投資企業について当該規定が適用されます。そのため、推定するところ、内資企業に適用される公開草案は、合併後の外資出資比率が25%未満の企業にも適用されると考えられます。

▶ 抹消、設立あるいは変更を同時に行うことができます

現行の「会社登記管理条例」によると、合併・分割により存続もしくは新設する会社は、その登記事項に変更が生じる場合、変更登記を申請しなければなりません。合併・分割により解散する会社は、抹消登記を申請しなければなりません。合併・分割により新設する会社は、設立登記を申請しなければなりません。以前の会社法および関連登記規定と公開草案が異なる点は、公開草案によると、申請者は、会社の抹消、設立あるいは変更登記を同時に申請することができることです。変更、抹消、設立する会社が同一の登記機構の管轄に属しない場合、公開草案は、各登記機関に対して、手続きを進めるために相互に協力して連絡することを要求しています。つまり、当該要求は、申請者に対するものではありません。当該規定は、合併・分割の効率をよくし、時間短縮に繋がると考えられます。

但し、申請者が同時に抹消、設立あるいは変更登記を申請する際には、複数の当局部門との協力と連携が必要となり、部門の合同で発行される通達がない場合には、実務上の困難が考えられます。例えば、新設合併の場合、新設会社の設立手続き中は、資産の移管先となる名義がないことから、元の会社を抹消することができません。また、新設会社が設立されていないので、支店あるいは子会社も新設会社へ移管することができません。このようなケースに対する特別な措置として、仮に、複数の政府機関がその取扱を共同で講じるのであれば、上述のようなケースにも臨機応変に対応できるようになるでしょう。

- ▶ 抹消、設立あるいは変更を同時に行うことができます。
- ▶ 合併・分割後の会社の資本金をフレキシブルに組合せることができます。
- ▶ 支店及び株式の譲渡手続きの簡便化

▶ **合併・分割後の会社の資本金をフレキシブルに組合せることができる**

外資企業間の合併・分割関連規定とは異なり、公開草案には、合併・分割により存続もしくは新設する会社の登録資本金、払込資本金を合併・分割合意書により定めることが認められています。但し、合併後の会社の登録資本金、払込資本金の金額は、合併前の各会社の登録資本金の合計金額、払込資本金の合計金額を超過することはできません。同様に、分割後の会社の登録資本金の合計金額、払込資本金の合計金額は分割前の会社の登録資本金、払込資本金を超過することはできません。

興味深いことに、上記の規定によると、企業は再編を通じて、自社の意志で資本資源を共有することができます。例えば、合併において、会社Aは80%の資産を投入することにより、合併後の会社の50%の持分を取得したとします。会社Aの差額分の投資は、合併の両当事者の同意があれば、積立金とすることもできます。もう一つの例として、公開草案によると、合併・分割前の登録資本金の払い込みが完了していない会社は、契約書の約定に基づいて、再編前の出資期限に従って払い込みを行います。そのため、もし、ある会社の資本金の一部がまだ払い込まれていない場合、合併契約の約定を通じて、他の投資者がその未払いとなっている資本金を補填することができます。減資が困難であり、かつ資本投入期日が迫っている場合、キャッシュフローが潤沢な会社と資本金の払い込みが完了していない会社を合併させると、追加での資金調達が必要となります。

▶ **支店及び持分譲渡手続きの簡便化**

これまでの一連の規定では、合併・分割に支店あるいは他社の持分が含まれている場合の取扱が明確にされていませんでした。実務上、各地の登記手続きは様々です。ある地方の登記機関は、支店あるいは子会社を完全に抹消し、再登記する手続きを要求しているため、時間のコスト以外にも、税務上の大きな影響を招く可能性があります。公開草案によると、支店が存続する場合、あるいは合併・分割に付随して移転する持分については、合併・分割後に、対応する変更手続きを行うだけでよいとされています。これは、多くの支店と子会社持分を有する企業に対して、朗報と言えます。

公開草案には、再編後の会社が引き受けた持分（例えば、子会社持分）については、“株主変更登記”だけを行えばよいとされています。つまり、持分譲渡についての登記が要求されているわけではありません。但し、実務上、特に税務処理等、このような変更登記に混乱をきたすことがないように、更に詳細な実施細則が必要になるでしょう。

意見の公募

工商総局は2011年9月12日まで、一般に意見を募集していました。このことは、多くの人が立法に関与し、法令の制定者に意見を提供する良い機会となりました。工商総局は下記の四つのアクセスを提供していました。

- ▶ 国家工商行政管理総局政府のホームページ (www.saic.gov.cn)、
- ▶ ファックス：010-68017816
- ▶ Eメール：qyjzdc@saic.gov.cn
- ▶ 郵送
北京市西城区三里河東路8号国家工商行政管理総局企業登記局（郵便番号：100820）

最後に

昨今、企業のM&Aが日々増加するのに伴い、中国政府の関連部門は、企業のM&Aを規範する多くの法規を公布しています。公開草案は、合併・分割後の企業が内資企業の場合の変更、抹消及び新設登記に適用されます。外資企業の登記については、この公開草案の適用を受けず、他の規定に基づいて処理されることとなります。M&Aを計画しているかあるいはM&Aを進行中の企業は、会社登記に関する要求（登記の開始のタイミング、登録資本金、払込資本金の制限、株主の出資比率、必要払込資本金額など）を十分理解し、リスクを低減するようお勧めします。



連絡先:

▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕 (公司税服务)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

章卿 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2871
bill.zhang@cn.ey.com

邓师乔 (公司税服务)
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

史川 (公司税服务)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

周康城 (公司税服务)
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

卜新华 (人力资本服务)
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

高根强 (公司税服务)
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com

陶宗怀 (TARAS)
+86 21 2228 3268
iris.tao@cn.ey.com

Jennifer Williams
(国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2011
jennifer.williams@cn.ey.com

吕晨 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2798
jesse.lv@cn.ey.com

田雯琦 (转让定价服务)
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com

Luis Coronado (转让定价服务)
+86 21 2228 3366
luis.coronado@cn.ey.com

林超苏 (间接税服务)
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

费敏 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2582
min.feiz@cn.ey.com

俞志扬 (人力资本服务)
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

夏俊 (公司税服务)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com

Robert Smith (间接税服务)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

陈嘉华 (公司税服务)
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com

Titus von dem Bongart (German Desk)
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com

田川利一 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2118
toshikazu.tagawa@cn.ey.com

邱辉 (转让定价服务)
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

谭绮 (公司税服务)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com

唐荣基 (公司税服务)
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com

▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

蔡伟年 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3230
andrew.choy@cn.ey.com

陈明宇 (公司税服务)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

黎颂喜 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2830
becky.lai@cn.ey.com

李婕 (公司税服务)
+86 10 5815 3890
catherine.li@cn.ey.com

郭康妮 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2855
connie.kwok@cn.ey.com

郭达文 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3377
david.kuo@cn.ey.com

陈翰麟 (公司税服务)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

糜广杰 (人力资本服务)
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

苏学敏 (转让定价服务)
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

李展伟 (公司税服务)
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

郝进军 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2805
julie.hao@cn.ey.com

吴红 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

赵伟见 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3622
leo.chiu@cn.ey.com

高滨学（转让定价服务）
+86 10 5815 2834
manabu.takahama@cn.ey.com

魏伟邦（公司税服务）
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

闫晓光（公司税服务）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com

项思思（公司税服务）
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

张伟伦（人力资本服务）
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

▶ 华南区

Chris Finnerty（国际税务咨询服务）
+852 2629 3868
chris.finnerty@hk.ey.com

Christian Pellone（国际税务咨询服务）
+852 2629 3308
christine.pellone@hk.ey.com

袁泰良（公司税服务）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

陈子恒（企业交易税务服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

赵大卫（公司税服务）
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

陈耀东（公司税服务）
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com

许迅恺（转让定价服务）
+86 755 2502 8287
enoch.hsu@cn.ey.com

陈双荣（公司税服务）
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

许津瑜（企业交易税务服务）
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

钟道立（企业交易税务服务）
+852 2629 3991
ken.chung@hk.ey.com

孙梁励常（公司税服务）
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

麦浩声（公司税服务）
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com

张柏宁（转让定价服务）
+852 2846 9905
patrick.cheung@hk.ey.com

温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

陈建荣（公司税服务）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com

彭绍龙（人力资本服务）
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

王思敏（公司税服务）
+86 20 2881 2822
simon-sm.wang@cn.ey.com

曾慧明（企业交易税务服务）
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

Ernst & Young 安永

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で141,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no. 03001385

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china